市立函館病院における市立函館病院高等看護学院等の学生の業務体験等実施要綱

第１条　趣旨

この実施要領は，市立函館病院高等看護学院の学生または卒業生および市内に設置された大学，短期大学，高等専門学校ならびに専修学校（以下「学院等」という。）の学生が，市立函館病院において病院業務を体験することについて必要な事項を定めるものとする。

第２条　目的

学院等に入学し，現に学生である者が，病院現場においてさまざまな業務を体験することを通じ，コミュニケーション能力と幅広い見識を備えた医療者の育成を図ることにより，将来市の病院事業に勤務する優秀な人材の確保に資することを目的とする。

第３条　雇用形態および身分

会計年度任用職員（日々雇用）とし，登録制とする。

第４条　登録が可能な対象者

次の各号のいずれにも該当する場合は，雇用登録できるものとする。ただし，管理者が特に必要と認める場合は，この限りではない。

(1) 学院等に在学しているもの，または市立函館病院高等看護学院を卒業したもの。

(2) 学業に支障がなく業務に従事できると，看護部長が認めたもの。

第５条　登録方法

第１号様式に記載のうえ，市立函館病院看護部看護科へ提出する。なお，未成年者については，保護者の同意を得ることを要する。

第６条　選考

必要とする業務が生じた場合に，登録者の中から適格であると認められる者を選考し，本人へ連絡する。

第７条　勤務箇所

市立函館病院の各病棟および救急外来とする。ただし，６階西病棟および感染症病棟は除く。

第８条　業務内容

勤務箇所における看護補助業務（資格および経験不要）およびそれに付随する業務を行うものとする。

第９条　任用期間および登録の有効期限

任用期間は１会計年度以内とし，登録の有効期限は当該年度内とする。なお翌会計年度については，改めて登録を実施する。

第10条　勤務時間

勤務時間は，次の各号に定めるいずれかの時間とする。

(1) １７時１５分から２０時１５分まで

(2) １８時１５分から２１時１５分まで

第11条　報酬

１　市立函館病院高等看護学院の学生および卒業生の１時間あたりの報酬は，次の各号に定める額とする。

(1) １年生　１，４００円

(2) ２年生　１，５００円

(3) ３年生　１，６００円

(4) 卒業生　１，６００円

２　その他の学生の報酬は管理者が別に定める。

第12条　報酬の減額

１　第10条に規定する勤務時間において，その中途で勤務を終了することとなった場合は，その部分の時間当たりの報酬を減額する。ただし，特別の事情により，勤務しないことについて看護部長の承認があったときは，この限りでない。

２　前項の規定により減額する報酬は，時間数に１時間未満の端数が生じたときは，その端数が３０分以上のときは１時間とし，３０分未満のときは切り捨てる。

第13条　報酬の支給

その月の勤務日数に応じた報酬を，翌月２１日（２１日が休日，日曜日または土曜日にあたるときは，その日前において，その日に最も近い平日とする。）に支給する。ただし，これによりがたい場合は，この限りでない。

第14条　有給休暇および特別休暇

適用外とする。

第15条　社会保険等

適用外となる。

第16条　災害補償

労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）にそれぞれ定めるところによる。ただし，任用期間満了までは，報酬の支給をもって休業補償にかえるものとする。

第17条　服務および守秘義務

函館市病院局就業規程（平成１８年病院局規程第１３号）第４条（服務の原則）および第５条（秘密を守る義務）を適用する。

第18条　懲戒

函館市病院局における職員の懲戒処分に関する運用基準を準用する。

第19条　その他

この要綱に定めるもののほか，必要な事項は管理者が別に定める。

（附　則）

この要綱は，令和２年１１月１日から施行する。

（附　則）

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

（附　則）

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

（附　則）

この要綱は，令和８年６月１日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

市立函館病院における業務体験登録学生履歴書および誓約書

ふりがな		性別	男・女
本人氏名			
生年月日	年　月　日生（満　歳）		

現住所 〒	電話 （　）

学　校　名	学科名	学　年

家族状況　※本人は除く

氏　名	年齢	続柄	職業（勤務先・学校名）	同居・別居

緊急連絡先　※本人は除く

氏　名	連　絡　先

保護者同意欄（本人が未成年の場合に限る。）

保護者住所氏名（自署）　　本人との関係

勤務するにあたり，以下の事項を確実に遵守することを誓約いたします。

１　指導者もしくは管理者の指導にそって，誠実に業務を行うこと。
２　職務上知り得た秘密を漏らさないこと。また退職後も同様とする。
３　配属された部署以外の区域に，指示がない限り立ち入らないこと。
４　就業規程等の諸規程を遵守すること。

※管理者記入欄

摘要	１年生	２年生	３年生 卒業生	その他

認定	副看護部長	看護科長